

- 正 6 位勲 5 等瑞宝章 佐藤 濱治 (元瀬川中学校長)
- 従 5 位勲 5 等瑞宝章 杉浦 伸祐 (元原町第二小学校長)
- 従 5 位勲 5 等瑞宝章 泉 教智 (元熊町小学校長)
- 従 5 位勲 4 等瑞宝章 山名 隆之 (元好間高等学校長)
- 従 5 位勲 5 等双光旭日章 千葉 昇 (元野田中学校長)
- 従 5 位勲 5 等瑞宝章 門馬 積 (元金房小学校長)

② 文化功勞関係 (2 名)

- 木 杯 一 組 籾内喜一郎 (県川柳連盟会長)
- 正 6 位 (叙位のみ) 山口 孝平 (会津史学会長)

③ 貸与状況

区 分	継続貸与	新規貸与		計
		応募者数	採用者数	
高等学校 高等専門学校	124 人	53 人	53 人	177 人
大 学	205 人	123 人	90 人	295 人
計	329 人	176 人	143 人	472 人

## 第14節 奨学育英

### 1 福島県奨学資金貸与制度

(1) 出願資格

- ① 高等学校 (福島県内に所在するものに限る)、高等専門学校又は大学に在学していること。
- ② ア 高等学校又は高等専門学校に在学している者は、県内に引き続き 6 か月以上住所を有すること。  
イ 大学に在学している者は、下記のいずれかに該当し、大学に入学するまで又は大学に入学の目的をもって住所を移転するまで、県内に引き続き 6 か月以上住所を有していた者であること。  
(ア) 福島県内に所在する高等学校を卒業した者  
(イ) 大学入学資格検定に合格した者で合格当時県内に住所を有していた者
- ③ 経済的理由により、修学が困難であると認められる者であること。
- ④ 学力、収入状態が推薦基準に合致するものであること (日本育英会等との併願は認めない)。

(2) 貸与月額

区 分	昭和 59 年度以前採用者	昭和60年度以降採用者
高等学校 高等専門学校	国公立 7,000円 私立 10,000円	国公立 9,000円 私立 12,000円
大 学	国公立 15,000円 私立 20,000円	国公立 18,000円 私立 23,000円

(3) 貸与期間

奨学生の出学する学校の正規の修業期間

(4) 返 還

卒業 (退学、辞退等) の 6 か月後から起算して 7 年以内に、貸与を受けた奨学資金の全額を半年賦で返還する。なお、利子は無利子とする。

(5) 昭和61年度の貸与状況

- ① 募集期間  
昭和61年 4 月15日～ 5 月14日
- ② 奨学生決定  
昭和61年 6 月11日

### 2 福島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与制度

(1) 貸与資格

- ① 県内の高等学校の定時制課程又は、通信制課程に在学している者であること。  
ただし、広域通信制に在学する者にあつては、県内に住所を有する者であること。
- ② ア 経済的理由により著しく修学が困難な者で、その者の年間の所得が 159万円以下の者であること。  
イ その生徒が扶養親族 (税法上の扶養親族) を有している場合は、その生徒の年間所得が所得税法に基づく課税の対象とならない額の最高額の 129% 以下であること。  
ウ 生徒を扶養親族としている者がいる場合 (生徒の年間収入が 90万円以下であつて、その生徒が税法上の扶養親族として認定されていること) は、その扶養している者の年間所得が所得税法に基づく課税の対象とならない額の最高額の 129% 以下にあること。
- ③ 経常的収入を得る職業に就いていること。
- ④ 日本育英会の奨学金又は福島県奨学資金の貸与を受けていない者であること。

(2) 貸与月額

定時制課程	
1 学年～ 4 学年	7,000円
通信制課程	
1 年次生～ 4 年次生	7,000円

(3) 貸与期間

修学資金の貸与を受けた月数を通算して 4 年以内とする。

(4) 返 還

退学又は、修学資金の貸与を辞退等により貸与契約を解除された場合は、その日の属する月の翌月から起算して 6 か月を経過した後、月賦又は半年賦により返還する。

(5) 債務の免除

高等学校の定時制課程又は通信制課程を卒業したときは、修学資金の債務を免除する。